

平成30年第2回砂川市議会定例会

平成30年6月11日（月曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
- 開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
 - 議事日程報告
 - 議長諸般報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 報告第 8号 議会改革特別委員会中間報告
- 日程第 6 報告第 1号 繰越明許費の繰越しについて
 - 報告第 2号 継続費の繰次繰越しについて
 - 報告第 3号 繰越明許費の繰越しについて
- 日程第 7 議案第 6号 砂川市飲酒運転撲滅に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 3号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 4号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 5号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 1号 平成30年度砂川市一般会計補正予算
 - 議案第 2号 平成30年度砂川市病院事業会計補正予算
[予算審査特別委員会]
- 散会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名
 - 増山 裕司議員
 - 佐々木政幸議員
 - 議事日程報告
 - 議長諸般報告
- 日程第 2 会期の決定

自 6月11日
至 6月13日 3日間

- 日程第 3 主要行政報告
日程第 4 教育行政報告
日程第 5 報告第 8号 議会改革特別委員会中間報告
日程第 6 報告第 1号 繰越明許費の繰越しについて
報告第 2号 継続費の繰越しについて
報告第 3号 繰越明許費の繰越しについて
日程第 7 議案第 6号 砂川市飲酒運転撲滅に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 3号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 4号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1号 平成30年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2号 平成30年度砂川市病院事業会計補正予算
[予算審査特別委員会]

○出席議員（13名）

議長	飯澤明彦君	副議長	水島美喜子君
議員	増井浩一君	議員	多比良和伸君
	増山裕司君		中道博武君
	佐々木政幸君		武田真君
	武田圭介君		辻勲君
	北谷文夫君		沢田広志君
	小黒弘君		

○欠席議員（0名）

○議会出席者報告○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	善岡雅文
砂川市教育委員会教育長	高橋豊
砂川市監査委員	栗井久司
砂川市選挙管理委員会委員長	其田晶子

砂川市農業委員会会長 関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	角 丸 誠 一
病 院 事 業 管 理 者	平 林 高 之
総 務 部 長	熊 崎 一 弘
兼 会 計 管 理 者	
総 務 部 審 議 監	近 藤 恭 史
市 民 部 長	峯 田 和 興
保 健 福 祉 部 長	中 村 一 久
経 済 部 長	福 士 勇 治
建 設 部 長	湯 浅 克 己
建 設 部 技 監	荒 木 政 宏
病 院 事 務 局 長	朝 日 紀 博
病 院 事 務 局 審 議 監	山 田 基
総 務 課 長	東 正 人
政 策 調 整 課 長	井 上 守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長 河 原 希 之

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長 山 形 讓

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 熊 崎 一 弘

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長 福 士 勇 治

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	和 泉 肇
事 務 局 次 長	川 端 幸 人
事 務 局 主 幹	山 崎 敏 彦
事 務 局 係 長	渡 部 秀 樹

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長 飯澤明彦君 ただいまから平成30年第2回砂川市議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長 飯澤明彦君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 飯澤明彦君 日程第1、会議録署名議員指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、増山裕司議員及び佐々木政幸議員を指名します。

本日の議事日程並びに議長諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 飯澤明彦君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から6月13日までの3日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は3日間と決定しました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長 飯澤明彦君 日程第3、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 前回の定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

3ページ、総務部市長公室課の関係では、2点目の地上デジタル放送自治体情報提供サービス「地デジ広報」について、4月1日、北海道文化放送の地上波デジタル放送のデータ放送を活用し、市の暮らしやイベント、災害関連などの情報提供を開始したところであります。また、掲載情報及び使用方法については、広報紙、ホームページ等で市民周知を図っているところであります。

次に、5ページ、庁舎建設推進課の関係では、1点目の砂川市庁舎建設基本設計に係る検討状況について、庁舎建設基本計画の考え方に基づき関係部署と協議し、新庁舎本体の配置や階数、基本設計の作成に必要な条件を整理し、平面計画・構造計画について検討を進めたところであります。

次に、7ページ、市民部市民生活課の関係では、8点目の交通安全運動について、(2)に記載してございますが、主な啓発運動として旗の波街頭啓発など12の運動を実施しております。うち、飲酒運転撲滅の日である6月6日に地域交流センターゆうにおいて、飲酒運転撲滅集会を開催したところであります。

次に、10ページ、保健福祉部社会福祉課の関係では、3点目の不思議の森利用料無料クーポン券について、4月25日、北海道子どもの国にあるふしぎの森利用料無料クーポン券を対象となる市内の小学生以下の子供がいる832世帯に発送したところであります。

次に、4点目の乳児おむつ無料クーポン券について、4月17日、乳児おむつ無料クーポン券の交付を開始したところであります。平成29年5月以降に生まれた経過措置対象世帯は99世帯であり、平成30年4月以降出生の対象世帯には随時交付を行ってまいります。

次に、13ページ、経済部商工労働観光課の関係では、2点目の国道一直線商店街花いっぱい運動について、5月24日、25日の両日、砂川商店会連合会が実施主体、砂川市・砂川商工会議所が支援団体となり、北海道開発局札幌開発建設部滝川道路事務所のボランティア・サポート・プログラム事業を活用し、植樹柵に植花を実施したところであります。実施区間は、国道12号、北5丁目から南12丁目までの総延長2,300メートル、植樹柵数は279柵、花種はマリーゴールド5,520株、柵管理者は地先商店主等の192人です。

次に、3点目の砂川「もっと花いっぱい運動」について、5月30日、31日の両日、中心市街地の活性化を図るための事業の一環として、JR砂川駅前から砂川市立病院までの通りと十字街沿線を地先の商店等が主体となり、地域住民ボランティアの参加を受けて植樹柵やプランターに植花を行ったところであります。実施区間は、道道砂川停車場線、北2丁目線、南1丁目線で、総延長300メートル、植樹柵数は37柵、花種はマリーゴールド2,640株、柵管理者は地先商店主等の24人です。

次に、14ページ、5点目の砂川地区かわまちづくり計画登録証伝達式について、3月29日、市役所大会議室において、砂川地区かわまちづくり計画が3月26日付で国土交通省の「かわまちづくり」支援制度に登録されたことを受けて、かわまちづくり登録証の伝達式が行われたところであります。

次に、15ページ、8点目の地域おこし協力隊（商店街・観光振興）について、商店街・観光振興施策に関する活動に従事してもらうため、総務省の地域おこし協力隊制度を活用し、地域おこし協力隊員を募集したところ、4名の応募があり、辞退者1名を除く3名に対して面接を行い、4月1日より1名の採用を決定したところであります。

次に、16ページ、農政課の関係では、4点目の農作物の生育状況について、生育状況は平年並みか若干早く進んでおり、目立った病害虫の発生も見られないところであります。

次に、17ページ、10点目の地域おこし協力隊（農作業支援）について、農作業支援

に関する活動に従事してもらうため、総務省の地域おこし協力隊制度を活用し、地域おこし協力隊員を募集したところ、1名の応募があり、面談を行い、6月1日より1名の委嘱を決定したところであります。

次に、20ページ、建設部建築住宅課の関係では、6点目のすながわハートフル住まいる推進事業について、各事業の2月から4月までの交付件数及び交付金額は、(1)永く住まいる住宅改修補助金は2件、28万3,000円、(2)まちなか住まいる等住宅促進補助金は11件、593万9,000円、子育て支援補助金は9件、140万円、新規移住祝金は2件、40万円相当の商品券、(3)高齢者等安心住まいる住宅改修補助金は3件、43万3,000円、(4)老朽住宅除却費補助金は2件、50万5,000円をそれぞれ交付したところであります。

次に、24ページ、3点目の平成30年度附属看護専門学校の入学状況について、一般入学受験者67名のうち合格者17名、推薦入学試験合格者14名、合計31名の学生が4月12日に入学したところであります。本年度当初の各学年在籍状況は、1年生31名・2年生35名・3年生31名の総数で97名となったところであります。

以上を申し上げまして、主要行政報告といたします。

◎日程第4 教育行政報告

○議長 飯澤明彦君 日程第4、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長 高橋 豊君 (登壇) 前回定例会以降における教育行政の主な内容につきましてご報告申し上げます。

初めに、学務課所管について申し上げます。1点目の小・中学校の現況について、5月1日の学校基本調査による現況では、学級数は小学校の普通学級で3学級減少し、特別支援学級で5学級増加して、計2学級増加、中学校の普通学級で1学級減少、特別支援学級で1学級減少して、計2学級減少、全体で増減なしとなりました。児童生徒数は、小学校で52人減少、中学校で25人減少して、全体で77人の減少となりました。教職員数は、小学校で3人増加、中学校で1人減少し、全体で2人の増加となりました。

2点目の体罰に係る実態調査について、平成29年度に小学校の保護者、中学校の生徒及び保護者、教職員等を対象とした調査を実施した結果、体罰と考えられる事案の発生はありませんでした。

3点目の全国体力・運動能力、運動習慣等調査について、平成29年4月から7月の間に小学校5年生及び中学校2年生を対象として実施した結果について砂川市全体の分析を行い、教育委員会、校長会、教頭会へ報告しました。

4点目の市内中学校における2学期制について、3学期制に比べ評価の期間が長くなり、より客観的で妥当な評価が可能となるなどのメリットが大きいことから、生徒及び保護者

の理解を得て導入し、平成30年度は前期を4月1日から10月12日まで、後期を10月15日から3月31日までの期間としました。

5点目の放課後学習サポート事業について、6月4日から公民館において講習を開始しました。平成30年度は、小学校4年生から6年生の登録者48人を対象として、学年ごとに年間で17回ずつ実施する予定であります。なお、5月17日・18日、公民館で保護者説明会を実施し、2日間で合計16人が参加しました。

2ページの社会教育課所管では、1点目の学び体験教室、子育てひろばについて、4月23日、公民館において、「サテライト公民館」として、子育て支援センター保育士を講師に迎え、親子10組26人の参加、5月21日、「木のおもちゃ遊び」として、おもちゃコンサルタントマスター、坪江利香氏を講師に迎え、親子2組6人の参加を得て実施しました。

2点目の放課後学校について、5月9日に空知太小学校、11日に豊沼小学校、17日には平成30年度から新たに北光小学校においてそれぞれ開設しました。2月までの間、空知太小学校34回、豊沼小学校33回、北光小学校36回を実施する予定であります。

3点目の春のあいさつ運動強調週間について、5月22日から24日まで、あいさつ運動推進委員会の主催により、市内小中高等学校、PTA、町内会、老人クラブ、ボランティアなど58団体、1,646人の参加を得て開催しました。

3ページの公民館所管では、1点目の市民大学について、5月24日、公民館において、「どさんこの苗字と家系を読み解く」と題し、名字研究家、岸本良信氏を講師に迎え、31人の参加、6月5日、「武四郎碑はどうあるべきか」と題し、北海道史家元札幌学院大学教授、杉山四郎氏を講師に迎え、27人の参加を得て実施しました。

次に、図書館所管では、1点目の子ども読書週間関連事業について、4月21日、図書館において、「としょかndeおしごと体験」と題し、図書館業務の体験を小学生2人の参加を得て実施しました。また、同日、視聴覚スタジオにおいて、「図書館おたのしみ会」を砂川子ども読書活動ボランティアの協力のもと、親子等17人の参加を得て実施しました。

2点目の平成30年度「子供の読書活動優秀実践図書館（文部科学大臣）表彰」について、4月23日、東京都渋谷区国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて、当市図書館が受賞しました。全国で表彰を受けた図書館は47館で、うち道内では2館であり、子ども読書活動の取り組みや小・中学生が利用しやすい環境整備、関係団体との連携などが顕著に優秀と認められたものであります。

次に、スポーツ振興課所管では、1点目の北海道B&G地域海洋センター連絡協議会役員会及び総会について、4月19日、砂川パークホテルにおいて開催し、平成29年度の事業及び決算報告と平成30年度の事業計画案及び予算案について協議し、承認されました。

3点目のヨット・カヌー試乗会について、5月20日、北光公園において開催された緑と花の祭典にあわせ、スポーツ推進協力員やヨット・カヌー協会等の協力のもと、535人の参加を得て実施しました。

以上を申し上げまして、教育行政報告といたします。

◎日程第5 報告第8号 議会改革特別委員会中間報告

○議長 飯澤明彦君 日程第5、報告第8号 議会改革特別委員会中間報告を議題とします。

本件は、議会改革特別委員会の調査案件について中間報告を行いたいとの申し出によるものであります。

議会改革特別委員会の報告を求めます。

議会改革特別委員長。

○議会改革特別委員長 増山裕司君（登壇） おはようございます。議会改革特別委員会の中間報告を申し上げます。

平成27年第2回定例会において議会改革特別委員会に付託されました議員定数及び議会改革についての調査研究について、平成29年第2回定例会において行った中間報告以降の調査結果について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

報告書では、委員会の概要、開催日ごとの協議内容、調査研究事項として市民に開かれた議会、議会の活性化に向けた取り組み、議員定数についての3つを大きなテーマとし、具体的に6項目を記載しておりますが、開催日ごとの協議内容の報告については省略させていただき、報告書をご高覧いただきたいと思います。

したがって、具体的事項の調査結果についてのみを報告させていただきます。2ページをお開きいただきたいと思います。市民に開かれた議会では、（1）政務活動費の政務活動報告書については、政務活動報告書の様式変更について決定しました。

（2）議会報告会については、引き続き議会改革特別委員会において実施主体の検討を行うとともに、本年度は議会改革特別委員会が主体となって実施することに決定しました。

（3）議会のインターネットライブ中継、録画配信については、本会議と予算、決算特別委員会については設備が整った段階で公開することとし、常任委員会については引き続き継続して検討していくこととしました。

（4）傍聴者をふやす取り組みについては、本会議のある月の1日号の広報すながわに定例会の傍聴を促すピラを入れることに決定しました。

議会の活性化に向けた取り組みでは、（5）議会内のICT化については、タブレット端末の活用については今後の検討課題としました。

（6）議員定数については、全会一致で13名にすべきものと決定しました。

終わりに、当委員会では、市民に開かれた議会、議会の活性化に向けた取り組み、議員

定数についての3つを大きなテーマに据え、調査研究を進めておりますが、結論が出ていない事項については引き続き議論を積み重ね、最終的な報告ができるよう努力するところでありますので、ご理解をお願い申し上げまして、中間報告といたします。

以上で報告を終わります。

○議長 飯澤明彦君 これより報告第8号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第8号を終わります。

◎日程第6 報告第1号 繰越明許費の繰越しについて

報告第2号 継続費の逡次繰越しについて

報告第3号 繰越明許費の繰越しについて

○議長 飯澤明彦君 日程第6、報告第1号 繰越明許費の繰越しについて、報告第2号 継続費の逡次繰越しについて、報告第3号 繰越明許費の繰越しについての3件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 報告第1号 繰越明許費の繰越しについてご報告を申し上げます。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき繰越明許費を繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものであります。

平成29年度砂川市一般会計繰越明許費繰越計算書に基づき、ご説明を申し上げます。

10款教育費、2項小学校費、事業名、豊沼小学校電気蓄熱暖房機改修事業は金額2,894万5,000円、同じく、3項中学校費、事業名、砂川中学校トイレ洋式化事業は金額1,386万5,000円、全額を翌年度に繰り越しするものであります。財源内訳につきましては、未収入特定財源は国、道支出金及び地方債であり、それぞれあわせて繰り越すものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、報告第2号 継続費の逡次繰越しについてご報告を申し上げます。

地方自治法第212条第1項の規定に基づく継続費を繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告をするものであります。

平成29年度砂川市一般会計継続費繰越計算書に基づき、ご説明をいたします。2款総務費、1項総務管理費、事業名、庁舎建設基本設計・実施設計委託でございます。継続費の総額は9,566万7,000円であり、平成29年度継続費の予算額は516万6,

000円ではありますが、そのうち平成29年度支出済額が401万5,000円であり、残額115万1,000円を翌年度、すなわち平成30年度へ通次繰り越しするものであり、その財源は繰越金115万1,000円であります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君（登壇） 報告第3号 繰越明許費の繰越しについてご報告を申し上げます。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき繰越明許費を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものであります。

平成29年度砂川市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書に基づきご説明をいたします。1款下水道費、1項下水道整備費、事業名、流域下水道整備事業、金額1,608万5,000円ではありますが、うち606万4,000円を翌年度に繰り越しするものであります。財源内訳につきましては、未収入特定財源は地方債であり、それぞれあわせて繰り越すものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 これより報告第1号から第3号までの一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号から第3号までを終わります。

◎日程第7 議案第6号 砂川市飲酒運転撲滅に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第1号 平成30年度砂川市一般会計補正予算

議案第2号 平成30年度砂川市病院事業会計補正予算

○議長 飯澤明彦君 日程第7、議案第6号 砂川市飲酒運転撲滅に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 砂川市介護保険条例の一部を

改正する条例の制定について、議案第1号 平成30年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成30年度砂川市病院事業会計補正予算の6件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

武田圭介議員。

○武田圭介議員（登壇） おはようございます。それでは、議案第6号 砂川市飲酒運転撲滅に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

改正の理由は、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市飲酒運転撲滅に関する条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては3ページ、議案第6号 附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第8条第2項中「警察官」を「警察」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君（登壇） 議案第3号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市税条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第3号 附属説明資料によりご説明申し上げます。なお、附属説明資料、市税条例の改正要旨の表の構成につきましては、左から改正条項、改正項目、改正の内容、適用年月日となっております。

第1条は、砂川市税条例の一部改正であります。

附則第10条の2第21項は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の定めであり、固定資産税における課税標準の特例について、国が企業の生産性向上の実現のため、生産性向上特別措置法の制定により中小企業の設備投資を通じて労働生産性の向上を図るため、平成33年3月までを集中投資期間とし、市町村が主体的に作成した計画に適合する設備投資を対象として、3年間固定資産税、償却資産の価格をゼロから2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定めることができる特例率が創設されたものであり、当市においても中小企業の生産性向上への取り組みは重要と考えていることから、その割合をゼロと定める条文を追加するものであります。

附則第10条の2第22項の改正は、同じく法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の定めであり、附則第10条の2第21項追加に伴う項の移動であります。

附則第23条の改正は、都市計画税の課税標準の特例の定めであり、地方税法の改正による引用条項の追加に伴う条文整理であります。

次に、第2条は、砂川市税条例の一部改正であります。この改正は、第1条で改正した内容について改めて改正が必要になることによるものであります。

附則第10条の2第21項の改正は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の定めであり、地方税法の改正による引用条項の変更に伴う条文整理であります。

次に、2ページにお戻りいただきたいと存じます。改正附則についてであります。この条例は、生産性向上特別措置法の施行の日から施行するものであり、ただし第1条中附則第23条の改正規定は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行日、第2条の改正規定は平成31年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長 飯澤明彦君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君（登壇） それでは、私から議案第4号及び議案第5号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第4号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、職員の要件等を改めるとともに、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第4号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを付しております。

第5条は、放課後児童健全育成事業の一般原則の定めであり、第6項中「や事業所の」を「及び」に改めるものであります。

第6条は、放課後児童健全育成事業者と非常災害対策の定めであり、第1項中「軽便消火器等」を「消火器等」に改めるものであります。

第10条は、職員の定めであり、第3項第4号を教員免許状の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にするため、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者に改め、同項に第10号として、優秀な人材を広く放課後児童支援員として登用するため、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの」を加え、第5項ただし書き中「補助者」を「補助員」に改めるものであります。

第14条は、運営規定の定めであり、「の各号」を削るものであります。

第21条の次に、委任の定めとして第22条、この条例の施行に関し必要な事項は、市

長が別に定めるを加えるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第5号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。介護保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、引用する介護保険法施行令の条項が改められたため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。砂川市介護保険条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第5号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを付しております。

第4条は、保険料率の定めであり、第1項第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改めるものであります。

附則として、この条例は、平成30年8月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 議案第1号 平成30年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第1号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,254万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ118億5,754万1,000円とするものであります。

第2条は、地方債の変更であります。4ページ、第2表、地方債補正に記載のとおり、過疎対策事業債6,150万円を補正し、補正後の限度額を12億4,360万円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますが、説明の欄の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸は今年度の臨時事業、アンダーラインを付してあるのは今補正による臨時事業であります。

14ページをお開きいただきたいと思います。3款民生費、1項2目障害者福祉総務費で一つ丸、障害者福祉システムに要する経費のシステム改修委託料22万7,000円の補正は、障害福祉サービス等の報酬改定に伴う追加のシステム改修費用が示されたため、改定に係る障害者福祉システムの改修を行うものであります。

次に、16ページ、8款土木費、2項2目道路橋梁維持費で二重丸、除雪機械整備に要する経費3,949万5,000円の補正は、平成9年購入の除雪グレーダーについて経

年劣化による馬力の低下が著しく、また故障の際の部品の確保も難しいなど、稼働に影響が出るおそれがあることから、更新を行うための車両購入費と自動車保険料であります。

次に、同じく3目道路橋梁新設改良費で二重丸、道路橋梁新設改良事業費の4,000万円の補正は、市道黄金通りがこの冬の凍上等による舗装面の段差やひび割れの状況から、早急に改良舗装工事を行うための測量委託料と工事請負費であります。

次に、18ページ、10款教育費、3項1目学校管理費で一つ丸、学校の管理に要する経費で281万9,000円の補正は、石山中学校生徒玄関の屋根について昨年末に生徒が利用する西側に面して落雪事故が発生したことに伴い、抜本的な解決策として屋根の形状を変更する必要があることから、屋根の傾斜を南北とする三角屋根にすることで西側への落雪を回避し、生徒玄関の安全を確保するものであり、生徒玄関屋根改修工事を行うものであります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明申し上げます。14款国庫支出金で1,676万6,000円の補正は、除雪機械整備事業に係る土木費国庫補助金及び障害者総合支援事業費に係る民生費国庫補助金であります。

18款繰入金で427万5,000円の補正は、財源調整のための財政調整基金繰入金であります。

21款市債で6,150万円の補正は、過疎対策事業債であります。

以上が歳入であります。

なお、20ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君（登壇） 議案第2号 平成30年度砂川市病院事業会計補正予算についてご説明を申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと存じます。第1条は、今回の補正予算を第1号とするものであります。

第2条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するもので、本文括弧書き中「不足する額5億1,176万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金5億1,176万5,000円」を「不足する額5億1,182万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金5億1,182万5,000円」に改めるものであります。

これは、資本的収入で7,230万円増額し、収入の総額を9億5,664万6,000円、資本的支出で7,236万円増額し、支出の総額を14億6,847万1,000円とするものであります。

第3条は、予算第5条に定めた企業債の補正であります。医療機械器具整備事業分で限度額を7,230万円増額し、総額4億8,090万円とするものであります。

2ページをお開きいただきたいと存じます。第4条は、予算第9条に定めた重要な資産

の取得及び処分において取得する資産として器械備品、心臓カテーテル検査装置一式を追加するものであります。

4ページをお開きいただきたいと存じます。資本的収入であります、1項企業債7,230万円の増額は、医療機械器具購入によるものであります。

6ページをお開きいただきたいと存じます。資本的支出であります、1項建設改良費7,236万円の増額は、1目資産購入費で心臓カテーテル検査装置を購入するものであります。これは、本年4月の循環器内科医師の着任に伴い、頻脈性の不整脈を根治する最先端の治療法を導入するものであります。高齢化が進むこの医療圏では需要が増加すると見込まれるところであります、現在札幌旭川間においてこの治療を行える病院がないことから、整備を図るものであります。

8ページから11ページについては関連資料でありますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 以上で各議案の提案説明を終わります。

各議案に対する総括質疑を行います。

これより議案第6号及び第3号から第5号までの一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

武田圭介議員。

○武田圭介議員（登壇） それでは、議案第3号 砂川市税条例の一部を改正する条例について3点ほど総括質疑でお伺いいたします。

1点目は、4月の臨時議会の際にも触れましたが、政府は2020年までの3年間を生産性革命集中投資期間とし、その集中投資期間の臨時の措置として、地域の中小企業の設備投資の促進に向けて生産性向上特別措置法の規定により市町村が主体的に作成した計画に適合し、一定の要件を満たす中小企業の設備投資を対象として、法の施行日から平成33年3月31日までの間において取得されたものにかかわる固定資産税について課税標準を最初の3年間価格にゼロ以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に乗じて得た額とすることができる制度を創設しました。今回まさに条例でゼロという市町村独自の割合を盛り込みますが、既存の砂川市税条例においてもゼロというのは過去に例がなく、また国から来ている情報においてもゼロ以上2分の1という書き方がされていますが、これをゼロとすることにする意味合いはどのようなものがあるのか。

2点目に、この制度は市内の金融機関や中小企業の方も関心が高く、行政の側で制度を整えるだけにとどまらず、新制度の創設に伴う周知、広報活動の充実が必要だと思いますが、その点は条例制定を機に経済活動の活性化に資する設備投資の促進を促す一方で、国の制度とはいえ、本来徴収すべき税の負担軽減という二律背反するような運営を求められたようにも思いますが、市民部と経済部の間での役割分担や、一緒に周知、広報活動に取り組むなどについては税を所管する税務課としてはどのように考えているのか。

最後に、この税条例の改正と連動して実際に固定資産税の特例措置を運用するには、生産性向上特別措置法の規定により砂川市が主体的に作成した計画が必要とされますが、この計画の策定に当たっては通常の流れからいくと経済部が担当することになることと思います。税条例改正に伴い制度が動き出しますが、そちらも一緒に動かなければ、この制度を早期に利活用していくことは難しいと考えますが、その連携については庁内でどのように進んでいるのか。

以上のことを伺いまして、演壇からの初回の質疑といたします。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君（登壇） 私のほうから税に関する2点についてご答弁を申し上げます。

固定資産税の課税標準の特例について、市町村で定める割合がゼロから2分の1の範囲内とされているところをゼロとした理由についてであります。生産性向上特別措置法が制定された背景には、全国の中小企業、小規模事業所において労働生産性が伸び悩んでおり、また設備の老朽化が進んでいることなどから、2020年までの3年間を生産性改革特別集中投資期間として、中小企業等への設備投資を後押しし、短期間での生産性の向上に関し集中的かつ一体的に施策を講じることで地域経済の活性化に貢献できるような仕組みが考えられたところであります。今般の地方税法改正においては、生産性向上特別措置法の規定により市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた事業所等の一定の設備投資について固定資産税を2分の1からゼロまで軽減することを可能とする3年間の時限的な特例措置を創設する改正が行われました。このたびの条例改正では、事業所等が投資して取得した設備の固定資産税の課税標準の特例率をゼロから2分の1以下の範囲内で市町村の条例で定めることができることをあえてゼロと定めましたが、事業所等においてはこの間3年間の固定資産税がゼロになるとともに、固定資産税課税標準の特例措置をゼロとした自治体の当該特例措置の対象となる事業者等において、その点も加味した事業の補助金の優先採択を受けられることとなります。一方、自治体において課税標準の特例をゼロに定めたことにより、3年間その設備の固定資産税はかからなくなりますが、その場合普通交付税基準財政収入額の算定において条例で定めた割合を用いて算定されることから、減少分につきましては普通交付税で措置されるところであります。また、固定資産税を3年間ゼロにすることによって、この間に集中投資をした事業所等や地域が経済的に活性化した際には、その際の納税を含め、雇用など地域経済に貢献していただけたと考えております。

次に、計画を策定する経済部との連携についてであります。現在経済部商工労働観光課において生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画公表の準備が進められておりますが、以前の地域未来投資促進法における制度周知と同様、市のホームページで生産性向上特別措置法における制度や計画について公表するとしていることから、その際に計画

の概要を作成した中に税の特例措置内容も掲載していただくこととしており、また中小企業者が先端設備等導入計画を作成した後、市にその計画を申請し、認定された場合にはその事業所の計画等で設備投資を税の担当のほうでも確認できるような体制にするなど、経済部との連携を図っていくところであります。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君（登壇） 私から制度の説明、周知についてご答弁を申し上げます。

生産性向上特別措置法は、平成30年5月23日に成立し、6月6日に施行されておりますが、この生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画は、国の導入促進指針に基づき市が策定するもので、中小企業の役員、従業員の高齢化、人手不足等を背景に労働生産性の伸び悩みや中小企業の設備年数が大企業に比べ長いことから、中小企業の設備投資を積極的に後押しすることで企業の省力化を実現し、労働生産性を向上させることを目的として策定する計画であります。砂川市の計画は、平成30年6月6日付で国の同意をいただいております、その内容につきましては計画期間を国が同意した日から3年間とし、対象地域を市内全域、対象業種を労働生産性が年率3%以上向上すると見込まれる事業全てとしており、計画期間中に9件程度の先端設備等導入計画の認定を目標としているところであります。

制度の説明、周知につきましては、市内中小企業の生産性の向上を図るため、市といたしましては市のホームページへ導入促進基本計画及び制度の概要チラシを掲載することとしておりますし、広報すながわ8月1日号に掲載予定としております。また、制度の概要チラシは、広く事業者の方々の目に触れるよう、商工労働観光課窓口及び商工会議所等へ配置するとともに、商工会議所の協力を得て商工会議所発行の情報誌「ななかまど」8月1日号に折り込みを行うなどにより、本計画の周知に努めてまいりたいと考えているところであります。また、市民部とも企業から相談、申請があった場合につきましては情報の共有に努めてまいりたいと考えているところであります。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 それでは、再質疑を行ってまいりますけれども、今ほど答弁をいただいたところで結構詳細に答弁をしていただいたので、再質疑として伺いすることも少ないのですけれども、ただ、今回国の法律のほうで確かに課税標準の価格のところをゼロから2分の1というような決め方がされたわけでありまして、通常の税の考え方からしますと、幾らかの率を掛けて、はみ出た分を免除するといったような形が多分税の基本的な形になるのかなと思っております。ただ、それがなぜゼロになるのかというのは、1回目の答弁の中でゼロにすることによって市町村にも大きなメリットが、普通地方交付税のほうで反映されるといったメリットがある。あるいは、事業所のほうには固定資産税そのものが免除されるといったメリットがあるといったようなことがわかりましたので、これ

はあくまでも特例的なものだと思いますから、今後こういったような幅で課税標準価格のところが出てくるというのはなかなか考えにくいわけでありますけれども、ただ一方で、こういう特別法によってできた制度であっても、やっぱり盲目的に最初からゼロという考えを持つのではなく、そこはしっかり税の本来の考え方というのは忘れることなくやっていていただきたいなと思いますので、この辺はそれをまた国の制度ともあわせながらやっていていただきたいと思います。

それから、2点目のほうで周知の関係でありましたけれども、市民部、経済部、確かに行政は縦割りで分かれています、どちらも砂川市の企業が活性化をしていただきたいという思いは変わらないと思っておりますし、当然砂川市だけではなく、国や北海道、あるいは国の出先機関である北海道経済産業局といったようなところの連携も必要になってくると思います。今ほどいろんな詳細な説明を受けましたけれども、正直私も十分消化し切れておりません。せっかくこの制度ができたのであれば、多くの市内の事業者の方に使っていただいて、設備投資を促し、さらには税も免除がされる。将来的には地域の経済が活性化し、さらに砂川市にとっても税収がめぐりめぐってより多く入ってくるようなことを考えるならば、制度ができましたというような既存の周知方法だけではなく、ここは税を所管するところも、それから商工労働観光の関係の係の方もよく市内には出ていく場面というのがあると思います。私も4月の頭でしたか、民間の金融機関の支店長さんも、それから中小企業の商業者さんもこの制度がいつできるのかといったようなことについての関心はあって、問い合わせがあったものでありますから、ここは条例がこの6月議会で通れば、砂川市としても計画も既にできているということで、制度としても動き出すことができますので、できたというお知らせだけで相手からの申請を待つのではなく、いろんな場面を捉えて、外に出ていったときには積極的にこの制度の周知、PRをしていって、砂川の企業さんに設備投資を促していただくような方策もやっぱり考えていかなければいけないのかなと思うのですけれども、その辺税のほうは税を徴収するといったようなところがメインになってきますから、市内を回っても経済部の商工労働観光の方と役割は違うのかもしれないと思いますが、ただ国の特例法でそういうような制度ができたわけでありますので、ここはタッグを組んでしっかりと周知活動をしていていただきたいと思うのですけれども、この点についてのみ1点だけ再質疑としてお伺いをしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君 私のほうからは税の関係における周知ということでご答弁を申し上げます。

先ほどもご答弁しましたが、まず計画の策定の経済部とは連携を図るところはしていきます。また、今回におきましては、国のほうにおいても2020までの3年間の生産性革命、集中投資期間として大胆な税制、予算、規制改革等の施策を総動員して臨時、異例の措置として地域の中小企業による設備投資の促進に向けて取り組むというところで

ございますので、税の担当のほうでも税独自として、市のホームページに今回の改正における償却資産における固定資産税の課税標準を最初の3年間ゼロとする特例措置の内容を掲載するほか、償却資産の申告の際には説明資料に今回の制度の概要を別に作成するなど、せっかくの特例措置でありますので、わかりやすい周知に努めていくものと考えております。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) 私も議案第3号の市税条例についての関係で簡単に質疑をしたいと思うのですが、今るるご説明があったのですが、生産性向上という設備投資もただ単純に設備投資ではなく、法律によれば、I o Tという、なかなか難しいインターネット・オブ・シングスとか、あるいはビッグデータとか、A I等とか、いわゆるインターネット関係とか、デジタル関係とか、そういう部分についての設備投資ということが基本になると思うのですが、その辺の投資について、市内でせっかく固定資産税を3年間ゼロにするという特例的な措置がとられるわけですが、できればそこがどんどん生かされていくことが今の議員も質疑の中で話されていましたが、ただ砂川市内として大体どのくらいこれが活用されるだろうかというような予測を立てながら今回条例の改正だと思うのですが、その点について1点だけ、どんなお考えをお持ちなのかをお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君 (登壇) 生産性向上特別措置法による今回の特例制度による大体的見込みというようにご質問でございます。今現在経済部サイドで計画を策定したというところでは、計画の中では9件程度の全体の見込みということで予定をしているということで聞いてはおります。また、今この制度に関する問い合わせも数件寄せられているというような情報もあります。また、固定資産税の関係につきましては、市のほうで企業のほうから計画が認められれば、税のほうの要件としましては販売開始が例えば機械装置等では10年以内、あるいは測定工具及び検査工具については5年以内、あるいは1台、1基の資産価格につきましては機械装置が160万円以上とか、測定工具及び検査工具につきましては30万円以上とか、多少条件もあるところではございますが、今回の部分については、税に関しては先ほども答弁しましたとおり償却資産についてはゼロという特例率がありますので、制度の周知を図りながら、この機会にいろいろ利用していただければと考えております。

○議長 飯澤明彦君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第6号及び第3号から第5号までの一括総括質疑を終わります。

続いて、議案第1号及び第2号の一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

武田圭介議員。

○武田圭介議員（登壇） それでは、議案第2号、砂川市病院事業会計補正予算について1点のみ総括質疑を行います。

提案理由の説明でもあったように、今回の医療機器は最先端治療を砂川市立病院で行うことができるようにすることを念頭に、新たに循環器内科医師が着任するので、購入するということでした。新たに医師が着任することにより、さらなる高度医療の提供を行うことができることは、患者さんにとっても他の地域に行かずとも治療を受けられることを意味し、喜ばしいことでもあります。しかし、高度医療を行うことができる医療機器については、その導入価格が高額であること、医療機器を操作できる医師の人事には不安定要素もあることから、このたびの医療機器の購入が着任した医師のみが使えるものなのか、それとも既存の医師を含め今後市立病院に着任する医師が継続的に使っていただけるものなのかどうか。つまりこの医療機器を操作できる医師が常に維持される状態が継続されていくのかという点について市立病院としてどのように捉えているのか、その考えを伺います。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君（登壇） それでは、私のほうから、今回医療機器を購入するのですが、着任した医師のみなのか、今後も継続して利用できるのかといった内容に対してご答弁申し上げます。

今回整備する心臓カテーテル検査装置は、頻脈性の不整脈を治療するためのもので、太もものつけ根からカテーテルと呼ばれる細い管を心臓まで通し、その管の先端の電極から高周波を出すことで不整脈の原因となっている電気回路を焼き切るための検査装置であります。この検査装置による治療は、経皮的カテーテル心筋焼灼術と呼ばれ、カテーテル手術の一つに分類されており、一般的にはカテーテルアブレーション治療と呼んでおります。不整脈の治療には薬物治療と非薬物治療があり、カテーテルアブレーション治療は非薬物療法の代表的な治療法であり、外科的手術に比べ、患者さんの身体への負担も少ない治療法とされております。また、先ほども申しましたが、札幌旭川間においてこの治療を行える医療機関はなく、高齢化が進む医療圏において今後需要がふえることが予想されていることから、医育大学に対してこの地域におけるカテーテルアブレーション治療の必要性や医師の派遣についてお願いをしてきたところであります。そのようなことから、本年4月に医師を招聘することができ、当院が掲げます地域完結型医療へ向けて一歩前進したものと考えております。派遣元の医育大学においても、この治療がこの医療圏に必要な医療であるとの共通認識にあることから、今後においても医師を派遣していただけるものであり、今回整備する医療機器についても有効活用を図ってまいりたいと考えているところであります。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 医療機器というのは非常に高額で、病院全体の事業会計からすると金額

的には小さく見えても、やはりその医療機器が効率よく使われなければいけない。これは非常に矛盾するような話かもしれませんが、効率よく使われるということはそれだけこの地域に多くの患者さんが発生するということでありますから、これが社会的に本当に患者さんがふえることがいいのかといえ、それは本当は好ましいことではないのかもしれませんが、ただ一方で安心した医療と治療が受けられるということを考えて病院経営ということを考えるのであれば、そこはしっかりとこの装置が稼働して医業収益を上げていくことが必要になってくるだろうと。

今ほど答弁の中では、こういった術式といったようなものが道内にある3医育大学にとどまらず、ほかの医育大学等であっても多分標準的な治療方法になっていくのかなと思うのですけれども、今回提案理由の説明の中で気になったのは、今回着任された先生が来るといったようなことでこの装置が新たに置かれるということになれば、今局長のほうの答弁では大学からも医師を派遣してもらえらるだろうというようなお話でしたけれども、ご承知のように、循環器内科の医師というのは全国的にも慢性的な人手不足が続いております。いかに大学が人事権を持っているといっても、ドクターがやはり都市部に偏在をし、こういった砂川みたいな地方に来てくれるかというようなことを考えれば、それは絶対的に来てくれるという保証もないわけでありまして、一方で今回着任するお医者さんがそういう技術をお持ちなのであれば、今まで砂川市立病院でそういった治療は行われていなかったわけでありまして、既存の循環器内科の先生方にもそういう操作の手ほどきというのか、どういのかわかりませんが、使えるような形にさせていただければ、よりよく医療機器を効率的に使っていただけるし、医療機器を操作できる医師がふえれば、患者さんも長く待たされることなく治療を受けられると思うのですけれども、その辺については市立病院としては今現在どういう認識でいらっしゃるのかということのを再質疑でお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 循環器内科の医師不足で都市部に偏在ということでのお話もありました。確かにそういった部分はあるのかと思いますが、今回当院のほうにカテーテルアブレーション治療ができる機器を整備するということは、大学側にとってみれば、そういった先生を当院に派遣して、そこで修練できる場にもなる。当院としても当然使っていけるという、両者の思惑といいましょうか、考えが一致している部分がありますので、そこら辺は有効に機器の活用につなげていきたいという思いもあります。それと、既存のドクターもこの治療をというお話でしたけれども、実はもう既に、まだ購入に至っておりませんが、レンタルで器械をちょっとお借りして、昨年で2例ほど、今年度に入って四、五例ぐらい当院にいる既存の医師が治療を開始しております。4月に来た先生と一緒にやっていますので、当院のほうでこの器械を準備できれば、そういった件数もどんどんふえていくと考えております。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 今の答弁を聞くと現状では十分その対応といったようなものが図られているのかなと思いますけれども、先ほども申しましたけれども、医師不足という問題は決して砂川市立病院であっても見過ごすことのできない大きな問題にもなってきているわけでありますので、その辺こういった操作ができる医師の確保、さらに医師の養成といったようなものはしっかりとやっていっていただきたいと思います。

終わります。

○議長 飯澤明彦君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号及び第2号の一括総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております6議案は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

◎休会の件について

○議長 飯澤明彦君 お諮りします。

予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会いたします。

◎散会宣告

○議長 飯澤明彦君 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午前11時13分